

平成26年度

平成27年度以降

総合事業に向けた制度設計

総合事業に向けた移行準備

総合事業開始

介護予防事業

- 効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から介護予防事業（一次・二次）の見直し・再編を行う。
- 基本チェックリストの配布見直し、効果的・効率的な活用方法について検討を行う。
- 総合事業に円滑な移行が行えるよう、一般介護予防事業の内容に沿った事業を順次開始する。

生活支援サービス事業

- ガイドラインの内容を踏まえた上でサービス内容等（サービス類型、提供主体、基準、単価等）の検討を行う。
- 地域課題（ニーズ）や、既存の社会資源の把握を行う。
- 総合事業に円滑な移行が行えるよう、多様な生活支援サービスの基盤整備（提供主体の確保等）、利用手続き等の体制整備、市民等への広報等を行う。

予防給付

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

現行と同様

予防給付

訪問看護、福祉用具等

総合事業に移行

生活支援サービスの充実に関する研究会の立ち上げ

○研究会の立ち上げについて

- ・地域包括支援センター（あんしんケアセンター）、社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業等が関係する主な団体、機関（既存の会議等）に出向き、地域の実情を把握
- ・団体、機関（既存の会議等）に参画を求め、生活支援サービスの充実に関する研究会を立ち上げる。

○生活支援サービスの充実に関する研究会について

- ・ニーズと地域資源の把握
- ・市が目指す地域の姿や協議体・コーディネーターの設置、サービス充実の方針の決定

協議体の設置、生活支援コーディネーターの選出

- 各区に協議体を設置
 - ・団体、機関に協議体への参画を求め、生活支援サービスの充実に関する協議体を設置
- コーディネーターの選出
 - ・市が考える生活支援の在り方、目指す地域づくりに適した方で、協議体の活動で中核となり得る人物をコーディネーターとして選出

バックアップ

生活支援コーディネーター・協議体

- コーディネーターと協議体の連携による生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ・生活支援・介護予防サービスへの参加啓発
- ・地域に不足する生活支援サービスの担い手の養成（サービスの開発）
- ・人材（ボランティア等）の育成
- ・育成したボランティア等が活動する場所の確保

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域活動予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

訪問型サービス

- 【例】
- 身体介護等の訪問介護（既存の訪問介護事業所）
 - 掃除、洗濯等の生活支援サービス（NPO、民間事業者等）
 - ゴミ出し等の生活支援サービス（住民ボランティア）

通所型サービス

- 【例】
- 機能訓練等の通所介護（既存の通所介護事業所）
 - ミニデイサービス（NPO、民間事業者等）
 - コミュニティサロン、住民主体の運動、交流の場
 - リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等が関与する教室

その他の生活支援サービス

- 【例】
- 定期的な安否確認・緊急時の対応、見守り等

介護予防・生活支援サービス事業